

広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

参考資料①

1 虐待通報・確認件数

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談・通報件数	14	5	20	24	38	43
虐待が確認された件数	11	2	9	10	6	10

(1) 虐待の種類別内訳 (延人数)

(人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	6	2	8	10	2	8
介護・世話の放棄・放任			1	3		2
心理的虐待	10		3	8	2	1
性的虐待	1		2			2
経済的虐待	3			1	5	1
計	20	2	14	22	9	14

(2) サービス種別内訳 (実件数)

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別養護老人ホーム	2	1	2	3	1	1
介護老人保健施設						1
介護医療院・介護療養型医療施設						
認知症対応型共同生活介護	4		4	2	1	1
(住宅型)有料老人ホーム					1	2
(介護付き)有料老人ホーム	3			1	2	1
小規模多機能型居宅介護等	1					
軽費老人ホーム						
養護老人ホーム			1			
短期入所施設		1	1	3		4
訪問介護等	1			1	1	
通所介護等			1			
居宅介護支援等						
その他						
計	11	2	9	10	6	10

2 具体的行為

区 分	内 容
身体的虐待	・夜勤帯、便失禁の処理でのシャワー浴の介助で、意思疎通がとれず左頬を叩いた。 ・両腕を強く握み、左頬を平手打ち、腹部を蹴った。 ・高齢者の頭を両手で握み、数回頭突きした。 ・高齢者の車椅子を蹴り、頭を叩き、頬をつねった。 ・居室のドアを紐で縛った。 ・脱衣所内に誘導し、ドアを施錠した。 ・廊下のフックスがけの際、出口付近をベッドで遮り、出られないようにした。 ・夜勤帯に行動する高齢者のベッドにマットレスを立てかけ、出られないようにした。 ・緊急やむを得ない場合であるかの検討をしないで、高齢者のベッドを四点柵で囲った。 ・皮膚を掻き毟らないように、つなぎ服を着せた。 ・移乗介助の際に、一気に体を回して座らせたため、臀部や前腕に痣ができた。 ・高齢者の頭を押さえ、流動食の器を口元にあて流し込んだ。 ・高齢者の後頭部を押さえ、居室へ強引に連れ戻した。殴ったり平手打ちし、顔面、両腕、胸部に内出血を負わせた。 ・顔面を殴る素振り。肩を後方に叩きつけるように押した。手をテーブルに叩きつけた。 ・歩き回る高齢者の襟や袖を握み、居室に連れ戻した。 ・水分制限を忘れ水を飲もうとする高齢者に、「なにしよるんや」と頭を叩いた。 ・何度もトイレに行こうとする高齢者の背中を叩いた。 ・洗面所で手を洗う指示がわからない高齢者の頭を掌で強く叩いた。 ・ワザと車いすから転落する高齢者の後頭部を叩いた。 ・高齢者を無理矢理横にして布団をかけ、布団の上から高齢者を蹴って、手の甲に内出血を負わせた。 ・頭を叩かれたため、頭を叩き返した。 ・緊急やむを得ない場合の適正な手続きを経ない身体的拘束（介護衣を着せる、ベッドを柵で囲む） ・高齢者の後頭部を右手で小突き、高齢者がふらつき転倒しかけた。 ・高齢者の頭部、腕や大腿部を叩き、首を絞め、頭や体を押さえつけた。 ・ベッド柵のPバーを閉じ、利用者のベッドを柵で囲んだ。 ・夜勤帯に計10回にわたって、高齢者の部屋のドアを紐で縛って出られないようにした。 ・居室外にいる高齢者がドアノブを握りしめていたところ、職員が手を無理矢理引きはがして居室内へ引きずり入れた。 ・夜勤時、介護職員が高齢者の首元等に力を加え、直径約3cmの内出血を生じさせた。
介護・世話の放棄・放任	・夜勤帯、スタッフルームで長時間談笑し、フロアに職員がいない状態となった。 ・ナースコールを無視した。 ・トイレ誘導せずおむつにさせた。水を吐く行為に対して、本人に拭かせた。ナースコールが壊れたままにして使用できなくした。 ・ナースコールがあっても、トイレ介助しなかった。 ・高齢者の両手を、職員の両手で押さえた。 ・トイレが頻回な高齢者を、複数回、トイレに30分間座らせたまま放置した。
心理的虐待	・高齢者がタオルでテーブルを拭くと、「触るな」と大声を出しタオルを取り上げた。 ・食事の際、冷暖房の直接当たらない席に移動しようとする高齢者に「動くな」と強い口調で注意した。 ・一口食べる度に箸を置くよう強い口調で指示した。 ・「抵抗するな。殴ろうか」と暴言を発した。 ・日常的に「うるさい」等と発言し、自走できない入居者等に対して「自分でこいでって」等と発言した。 ・認知症のある利用者に対して、「早うしんさいや」「何回言わせるんか」などと大声で言う。
性的虐待	・キスを強要した。 ・着衣の上から胸を触った。 ・失禁を理由に、ズボンを履かさずハビリパンツのみで過ごさせた。 ・胸を繰り返し触った。 ・高齢者が使用する多機能トイレの扉を開けたままにした。
経済的虐待	・キャッシュカードを窃盗し、会話の中で偶然知った暗証番号で大金を引き出した。 ・自らの立場を利用して、多くの高齢者に大金を出資させた。 ・高齢者宅において高齢者の財産を窃取した。 ・高齢者居室にあるネックレス等を窃盗した。 ・高齢者居室にある現金の入った封筒を窃盗した。